

各県除染担当部局 御中

環境省 水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室

除染等の措置等を委託する際の暴力団排除の推進について（改訂）

土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬若しくは保管（以下「除去土壌収集等」という。）を委託する場合にあつては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第40条第2項及び第41条第2項並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「施行規則」という。）第59条において、委託の基準が定められており、委託契約からの暴力団排除を徹底するため、「除染等の措置等を委託する際の暴力団排除の推進について」（平成24年6月12日 事務連絡）等に基づき取り組んでいただいていることと存じます。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第2号）が公布され、委託基準を見直したことに伴い、上記事務連絡の内容を以下の通り改訂いたしますので、下記のとおり取り組んでいただきますよう、お願いします。また、貴管下の各市町村への周知につき、対応よろしくお願いします。

記

（委託基準の遵守）

第1 法第40条第2項及び第41条第2項に基づき、除染実施区域における土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を委託する場合には、これらの項で定められた基準に従うこととされており、具体的には、施行規則第59条第2号トからヲまでにおいて、暴力団排除に係る規定が定められている。

都道府県又は市町村における土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等に係る委託の契約に関し、具体的に必要となる取組としては、同条第10号において定められており、国等から土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託を受けた者（以下「一次除染等受託者」という。）又は同条第8号の規定により国等の書面による承諾を受けた者が同条第1号から第5号までに定める基準に適合しなくなったとき及び一次除染等受託者が同条第8号の承諾を受けずに受託業務を委託したときは、当該委託契約を解除できる旨の条項を契約に含めることが必要である（別添1の例を参照）。

都道府県又は市町村における委託の契約については、上記の条項を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

(誓約事項の定め)

第2 法及び施行規則においては、都道府県又は市町村における契約において、暴力団排除に係る条項を含めることを定めているが、契約後に委託基準に適合しなくなったことが判明し、契約解除となった場合には、再度手続を行い、別の業者と契約することが必要になるなど、事業の実施が遅れるといった影響が発生することから、契約関係手続の円滑な実施のため、手続の初期の段階において暴力団を排除することが望ましい。

そのため、都道府県又は市町村の契約担当者は、入札に参加しようとする者又は随意契約の相手方となろうとする者（以下「入札者等」という。）に対し交付する入札説明書等において、施行規則第59条第2号トからヲまでに掲げる事項（以下「誓約事項」という。別添2のとおり。）を示すとともに、入札者等は入札書等の提出をもって誓約事項に該当しない旨誓約したものである旨を明らかにすることが望ましい。

また、その場合において、契約担当者は、入札者等に対し、入札書等の提出に当たって誓約事項に誓約した旨を契約担当者に提出する入札書等に記載させる措置をとらなければならないものとする。

- 2 契約担当者は、前項によりがたい場合は、入札又は随意契約に先立ち、入札者等から「暴力団排除に関する誓約書」（以下「誓約書」という。別添3のとおり。）を提出させ、又は前項に準じた措置をとるものとするのが望ましい。ただし、契約担当者が、誓約書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、契約担当者は、誓約事項への誓約を拒否した場合若しくは誓約書の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合、当該入札を無効とし、又は随意契約を行わないものとするのが望ましい。
- 4 契約担当者は、前項の措置を講ずることがある旨を入札説明書等により明らかにするものとする。
- 5 また、施行規則第59条第8号において、一次除染等受託者が受託業務を委託する場合には、当該一次除染等受託者が、国等に対して、当該一次除染等受託者の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、国等と一次除染等受託者との間の契約の後次のすべての契約の当事者を含む。）に関して同条第2号トからヲに該当しない者であることを書面により提出し、当該委託についてあらかじめ国等の承諾を受ける必要があることを定めている。よって、まずは一次除染等受託者が、これらの者から誓約書を提出させ、一括して都道府県又は市町村に対して当該誓約書を提出する必要がある。

(排除対象者の照会)

第3 契約担当者は、入札者等、既に契約を締結した相手方、第2 5の書面に書かれた者又は第2 5の承諾を受けた者（以下「再受任者等」という。）について、施行規則第59条第2号トからヲまでの規定に該当する者（以下「排除対象者」という。）か否かを確認するため必要があるときは、当該契約担当者の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主幹課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した別添4の照会書により照会するものとする。

また、既に各地方公共団体において、公共事業からの暴力団排除の枠組み等が構築されている場合にあつては、施行規則の排除対象者に加え、当該枠組みで定められた事項に該当するか否かについて、照会するものとする。

- 2 施行規則第45条第1項又は第2項の規定により通知を受けた場合においては、前項と同様に、通知を受けた国、都道府県又は市町村が照会するものとする。

(契約解除の措置)

第4 契約担当者は、暴力団排除条項に基づく契約解除の事由が判明したときは、速やかに契約解除の手続を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第5 契約担当者は、契約の相手方に対し、相手方自ら又は再受任者等が、暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと、並びに契約担当者への報告を行うことを義務づけるものとする。

(通報報告を怠った場合の措置)

第6 契約担当者は、契約の相手方が第5の規定に違反し、警察への通報及び契約担当者への報告を怠った事実が確認された場合は、文書による警告又は注意喚起等を行うものとする。

以上

委託契約書に盛り込む条項の例

(発注者の解除権)

第〇条 甲（発注者をいう。）は、乙（受注者をいう。共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）又は乙の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖大地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第1号に適合しない者であるとき。
- 二 放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号イからフまでのいずれかに該当する者であるとき。
- 三 放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第3号に適合しない者であるとき。
- 四 放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第4号に適合しない者であるとき。
- 五 放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第5号に適合しない者であるとき。

第〇+1条 甲は、乙が、放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第8号に掲げる承諾を受けずに受託業務を委託したときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第〇+2条 乙は、契約後に再受任者等（乙の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）及び乙又は当該委託等を受ける者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第〇条に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、（都道府県又は市町村名）側の求めに応じ、当社及び当社の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）全ての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）、生年月日及び住所の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

- ・ 契約の相手方として不適当な者

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

2. 暴力団関係者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（当社の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）及び当社又は当該委託等を受ける者が本契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者へ報告を行います。

暴力団排除に関する誓約書

当社 私（個人である場合） 当団体（団体である場合） は、下記事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、（都道府県又は市町村名）側の求めに応じ、当社及び当社の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）全ての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

- ・ 契約の相手方として不適当な者

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

2. 暴力団関係者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号トからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（当社の受託業務に係る委託等を受ける者（当該業務が数次の契約によって行われるときは、本契約の後次の全ての契約の当事者を含む。）及び当社又は当該委託等を受ける者が本契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当者へ報告を行います。

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること

参考

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年十二月十四日環境省令第三十三号）

（土壌等の除染等の措置等の委託の基準）

第五十九条 法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定による委託の基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ～ヘ （略）

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で特定使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三～十 （略）

※なお、「役員」については、第59条第2号ニにおいて、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。」と規定されている。